健康増進法第20条に基づく届出の取扱い

(1) 事業開始の届出(法第20条第1項、法施行細則第2条)

項目	記入方法
届出者	・ 給食施設の設置者(設置者からその権限を委任された者を含む。以下、「設
	置者等」という。)が届け出るものとする。
給食施設の名称、	・ 施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、その施設の設置者
所在地、設置者、	が、その施設の利用者に対して一定の食数を継続的に供給することを目的と
種類	して弁当業者等と契約をしている場合には給食施設の対象とする。
	・ 施設の種類や利用者の特性が明らかに異なる複数の施設に対し、同一の施設
	から給食を提供する場合、それぞれの施設についてその設置者等が届け出る
	こと。ただし、複数の施設のうち、提供食数が1回50食未満または1日1
	00食未満の施設については、給食施設を所有する施設と栄養管理の内容及
	び実務責任者が同一の場合、当該施設の給食を含めて届け出ることができ
	వ 。
	・ 給食施設の種類は、次のうち該当するものを記入する。
	学校、病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設、
	児童福祉施設、社会福祉施設、事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊、
	一般給食センター、その他
給食の開始日	・ 給食を開始した日を記入する。
1日の予定給食	・ 複数の施設に給食を提供する場合は、施設ごとの予定給食数の合計を記入
数及び各食ごと	し、施設別の内訳を添付する。
の予定給食数	・おやつ(間食)は、予定給食数には含まない。
	・ 定員等の定めがある施設は、定員数を基本に予定給食数を記入する。
	・ 定員等の定めがない施設は、提供を予定している給食数を記入する。
管理栄養士及び	・ 運営形態に関わらず、施設で就業する常勤の管理栄養士及び栄養士の員数を
栄養士の員数	記入する(管理栄養士は栄養士の員数には計上しない。)。
	・ 給食業務を委託している場合は、施設及び受託事業者別の員数の合計を記入
	し、施設及び給食委託事業者別の内訳を添付する。

(2) 届出事項変更の届出(法第20条第2項、法施行細則第3条)

項目	届出を必要とする場合	届出を必要としない場合
給食施設の名称	・ 名称の変更	
給食施設の所在	・移転等による所在地の変更	・ 市町村合併等に伴う市町村名等
地		の変更
		・ 住居表示の変更に伴うもの
給食施設の設置	・ 設置者氏名の変更	・ 国及び地方自治体が設置する施
者	・ 設置者の法人名称の変更	設の設置者氏名の変更。
給食施設の種類	・ 種類の変更	
1日の予定給食	・ 給食提供先の施設数に変更があった	・ 左記以外の予定給食数の変更
数及び各食ごと	場合	•
の予定給食数	(定員等の定めがある施設)	
	・ 定員数の変更に伴う変更	
	(定員等の定めがない特定給食施設)	
	・ 予定給食数が1回300食以上又は	
	1日750食以上となった場合	
	・ 予定給食数が「1回300食以上又	
	は1日750食以上」を満たさなく	
	なった場合	
	・ 予定給食数が1回500食以上又は	

		1日1,500食以上となった場合	
	•	予定給食数が「1回500食以上又	
		は1日1,500食以上」を満たさ	
		なくなった場合	
管理栄養士及び		運営形態に関わらず、施設で就業す	
栄養士の員数		る常勤の員数の変更	

(3) 事業の休止または廃止の届出(法第20条第2項、法施行細則第3条)

, •	0) 事業が付出または成先正が周田(12/12 0 本別2 度、12/20 1 1/20				
	項目	届出を必要とする場合			
•	休止届	・ 給食を提供しない期間が継続して1月以上となる場合(学校の夏季休業期間等を除く。)。・ 特定給食施設の予定給食数が一時的に1回100食及び1日250食に満たなくなった場合。			
	廃止届	・ 給食を提供しなくなった場合。・ 特定給食施設の予定給食数が1回100食及び1日250食に満たなくなった場合。			